

諸外国における主な温暖化対策税の概要

	フィンランド	スウェーデン	ノルウェー	オランダ		デンマーク	ドイツ	イギリス	スイス	イタリア	(参考)フランス
名称	炭素税[additional duty] 電気消費税[output tax on electricity]	炭素税[carbon dioxide tax]	炭素税[CO ₂ -tax]	一般燃料税[general fuel tax]	エネルギー規制税[regulatory energy tax]	炭素税[CO ₂ -tax]	鉱油税[<u>mineral oil tax</u>]乗せ電気税[<u>electricity tax</u>]	気候変動税[Climate Change Levy]	CO ₂ 税[CO ₂ -tax]	既存エネルギー税[Excise on mineral oils]改正	(汚染活動一般税[<u>TGAP</u>]改正)
既存税制との関連	炭素税導入時に既存エネルギー税[<u>basic duty</u>]は交通用燃料について軽減、その他エネルギーは全廃。1997年の炭素税率引き上げの際、既存エネルギー税率引き下げ。	炭素税導入時に既存エネルギー税[<u>energy tax</u>]税率は1/2に減額。(化石燃料課税は実質増税)	炭素税導入時に既存エネルギー税[<u>Excise on petrol, Autodiesel tax, Tax on heating oil(mineral oil), Tax on consumption of electricity</u>]の中に引き上げたものもあり。	既存エネルギー税[<u>Excises</u>]の調整せず。		炭素税導入時に既存エネルギー税[<u>energy tax</u>]税率引き下げ。既に高率のエネルギー税が課税されていたガソリンは対象外。	既存エネルギー税である鉱油税の引き上げと電気税の新設。	既存エネルギー税[<u>Hydrocarbon oil tax</u>]が課税されているガソリン等の炭化水素油、道路交通用ガス燃料は対象外。炭化水素油税は、気候変動税以前に引上げ済み	-	既存エネルギー税の税率調整。	既存エネルギー税の課税対象拡大を計画。
課税段階	既存エネルギー税の徴税システム活用。 [納税義務者]炭素税:卸売段階で課税。天然ガスについてのみ輸入段階。 電気消費税:電力供給網運営者、電気事業者等。	国の徴税機関(NTB)による既存エネルギー税の徴税システム活用。 [納税義務者]EU鉱油体系指令の対象燃料:販売者または製造者。その他:燃料を製造・加工する者。(卸売者含む)	既存エネルギー税の徴税システム活用。 [納税義務者]製造者及び製品輸入者。国内への供給量に応じ課税。	既存エネルギー税の徴税システム活用。 [納税義務者]鉱物油:既存エネルギー税の納税義務者。石炭・ガス:燃料販売者、最終消費者。	[納税義務者]電力、ガス:最終消費者にエネルギーを供給する企業。 鉱物油:既存エネルギー税の納税義務者。	国内でのエネルギー消費の段階。 [納税義務者]製造者及び輸入者。	[納税義務者]鉱油税:主に石油供給企業。 電力税:発生は電気が電気供給事業者から国内の最終消費者に買い取られる際に発生。納税は電気供給事業者。	[納税義務者]電力供給企業等のエネルギー供給事業者が最終消費者から徴収して納税。 協定による減免を受ける事業者は、供給事業者に対して政府発行の証明書を提示。	既存エネルギー税である鉱物油税の徴税・還付手続適用。 [納税義務者]石炭:関税法における輸入品に関する支払義務者、国内製造者。その他:鉱物油税法における納税義務者。	-	[納税義務者]年間のエネルギー消費が石油換算100t以上の企業。
自主協定	-	-	-	-	[ベンチマーキング協定]2012年までにエネルギー-多消費産業のエネルギー-効率を世界最高水準に。不履行のときは環境許可に関する基準強化。	[省エネ努力の協定]協定のない場合に比べ大幅な軽減税率が適用される。	[気候保全に関する協定]2012年までに温室効果が35%(CO ₂ 28%)削減。協定を遵守する限り国際競争上不利になる措置を取らない。	[気候変動協定]基本税率の80%減免。目標達成のために排出権取引利用可。不履行のときは次期2年間の減免措置取り消し。	[CO ₂ 排出量の上限を定める公式の約束]協定締結者は非課税。不履行のときは税額+利息を支払う。	-	[自主協定]協定締結者は軽減を計画。
主な減免措置	[特定燃料]天然ガスは50%の軽減税率、ビートは17%。 [産業部門]鉱業、製造業、温室暖下業には電力消費税軽減。 [用途]原料用燃料、発電用燃料は非課税。 [環境配慮]CHP(熱電供給、コージェネレーション)、風力及び木材燃料等による発電には還元措置。鉄道で消費される電力は非課税。	[産業部門]製造業、農林業、養殖業には35%の軽減税率。課税額が一定額を超過する場合に超過分を軽減。上記業種へ熱を供給する事業者は65%還付。排出削減達成量により還付。 [用途]金属加工過程、鉱物油、石炭、石油コークス、セメント、褐炭、ガラスなどの生産過程用途に対する軽減。発電用は非課税。 [環境配慮]ガソリン以外の鉄道輸送用燃料は軽減。	[産業部門]国際航空は非課税、国内航空は軽減。遠洋・近海漁業、国際海運は非課税。紙・パルプ産業、魚肉加工業供給船への軽減。 [用途]セメント製造業・加工産業で使用される石炭、コークスは非課税。 [環境配慮]鉄道は非課税。 [その他]本土消費の天然ガスは非課税。	[産業部門]天然ガスの大量消費者はエネルギー-要素分について軽減。	[産業部門]協定締結済みに限り、温室園芸業の天然ガスは非課税。 [環境配慮]地域供給熱、発電用天然ガス、再生可能エネルギーによる発電は非課税。 [規模]天然ガス、電力消費の課税対象下限を設定。	[産業部門]軽・重工程の違いにより異なる税率。1996~2000年まで税率は段階的に上昇。 [用途]転換部門の石炭消費、発電用燃料は非課税。漁業船舶用、公共交通用の一部燃料(ultra-light diesel, gas)は減免。	[産業部門]零細製造業、農林業への軽減。 [環境配慮]鉱油税:月間稼働率70%超のCHPIは非課税。高効率複合ガスタービン発電は向こう10年間非課税(1999.12.31以降設置に限る)。 電力税:再生可能エネルギーによる発電は非課税。鉄道消費の電気は50%軽減。公共交通機関で消費される燃料油は税率引き上げ分を軽減。 [用途]製造・農林・公益事業者の発電用燃料は鉱油税引上げ分免除。 [低所得者]夜間蓄電式電気暖房は電力税50%軽減。	[産業部門]園芸生産者は50%の軽減税率。協定により80%の減免。 [環境配慮]再生可能エネルギー、高効率CHP発電、公共交通機関エネルギー消費は非課税。 [環境配慮]北アイルランドの天然ガス消費は向こう5年間非課税。少量消費については非課税。 [用途]発電用燃料は非課税。原料として用いる場合(鉄鋼業の石炭消費含む)、アルミ精錬等の電気分解工程で消費される電力は非課税。	[産業部門]暖房用油、交通用燃料の大量消費者、国際競争力に大きな影響を受ける恐れのある者は、協定により非課税。入の大量消費者はエネルギー-要素分について軽減。	-	[産業部門]付加価値100万フラン当たりのエネルギー-消費量が石油換算25万t以上の企業や協定締結者に軽減計画。
導入評価	1998年時点のCO ₂ 削減効果(推定)は約4百万t(総排出量57百万tの7%相当)。(総理府[Prime Minister's Office]2000年4月報告書)	1987~94年にかけて、地域暖房、産業、住宅、業務部門でCO ₂ 排出量は、平均19%減少。炭素税の導入による効果はその約60%。(自然保護庁[The Environmental Protection Agency]1995年10月報告書)	1991~93年の炭素税によるCO ₂ 排出量は、3~4%(年間0.3百万t)削減と推計。ただし評価の対象範囲は全体の2割程度。(統計局[The Bureau of Central Statistics])	価格弾力性に基づくモデル計算により、一般燃料税が存在しなければ、1994年時点でCO ₂ 排出量は1.7百万t多かったと推計。(グリーンタックス委員会[The Dutch Green Tax Commission]第2次レポート)	1999年の民生(家庭)部門における天然ガス使用量は、税を導入しない仮定と比べて2.3%減少(2001年は6.3%減少と推定)、電気使用量は6.3%減少(2001年は16%減少と推定)。(SEO研究所 2001年報告書)	2005年の炭素税によるCO ₂ 排出削減効果は2.0%(120万t)、補助金の効果は1.2%(70万t)、協定の効果は0.6%(40万t)と推計。(省庁横断的委員会)	温室効果ガス排出削減のうち、EITDシカル税制改正による分は7.0百万tCO ₂ (全体の削減量は240.3百万tCO ₂)。2005時点では1,000万tCO ₂ 、2010時点では2,000万tCO ₂ と想定。(ドイツ連邦環境・自然保護・原子力安全省 2001年6月報告書)	「気候変動税」による効果は、2010年の見通しで7.3百万tCO ₂ 。「炭素水素油税」率の1999年までの1.5倍率による引き上げによる効果は3.7~9.2百万tCO ₂ 。「気候変動プログラム」の「協定」の評価では、対象施設の88%で2002年の削減目標達成。(英国政府 2003年4月公表資料)	-	-	-

(別紙2)

経済同友会「地球温暖化問題の克服に向けての8つの提言」: 要旨

1. 「全員参加による努力の実践」

地球温暖化問題の特効薬は存在しない。問題解決のためには、企業・政府や国民一般も含め全員が参画して地道に努力を積み重ねていかなければならない。

まず既存の施策を明確に評価・検証したうえで、「やるべきことをやる」ことが重要であり、足元の取り組みの具体的な実践により潜在的な可能性を顕在化させていくべきである。

そのうえで、長期的な視野に立ったエネルギー・環境に関する国家的な戦略を確立し、この問題を抜本的に解決するための道筋をつくる必要がある。

下記の提言1～5で挙げたケースのCO₂削減ポテンシャル総計は、年間約1億2,600万トンと、現時点のわが国のCO₂排出量の増分に匹敵する規模になる。

これは一例であり、わが国全体での削減ポテンシャルははるかに膨大。これを顕在化する努力の具体的な実践が必要である。

<会員所属企業19社に対するヒアリングから抽出された5つの提言項目とそのポイント>

提言1: 「わが国のストックに潜在するポテンシャルを発掘せよ」

- ・各企業の生産設備、総床面積約13億m²の事務所ビル、総戸数約4,700万戸の住宅、家電等の多種多様な耐久消費財、約7,000万台ある自動車など、わが国の既存の莫大な設備・機器のストックについて、高効率型機器への切り替えやIT技術の活用等によりCO₂の排出削減ポテンシャルを顕在化すべき。
- ・ヒアリング事例におけるCO₂削減ポテンシャルは年間約7,500万トン。

提言2: 「モダリティシフトの可能性に大いに目を向けよ」

- ・物流のみならず人的移動や交通流も含めた総合的な交通体系の構築が必要。
- ・ヒアリング事例におけるCO₂削減ポテンシャルは年間約60万トン。

提言3: 「発想の転換を図れ」

- ・発想の転換という「頭脳プレー」による排出削減も重要。
- ・ヒアリング事例におけるCO₂削減ポテンシャルは年間約3万トン。

提言4: 「国民の意識変革に向けた教育・コミュニケーションを強化せよ」

- ・消費者の意識転換を図るため、情報の「可視化」により消費者にメッセージをわかりやすく伝えるなど、環境教育・コミュニケーションの取り組みを強化すべき。
- ・一人あたりの効果はわずかでも、全国大半の4,000万世帯が取り組めば大規模な削減が可能。
- ・ヒアリング事例におけるCO₂削減ポテンシャルは年間約3,100万トン。

提言5: 「エネルギーに関わる長期的な国家戦略の確立を」

- ・「脱化石燃料」を目指しエネルギーを多様化するためには、エネルギー政策における戦略的な長期ビジョンとそれに基づく革新的技術開発が必要。
- ・ヒアリング事例におけるCO₂削減ポテンシャルは年間約1,900万トン。

2. 「地球規模での取り組み」

地球温暖化は全地球的課題であり、京都議定書の 2012 年までの目標達成だけを目的とするのではなく、より長期的かつ全地球的な視点で国際的な連携・貢献を行う必要がある。市場原理の活用を通じて温暖化対策を地球規模でより効率的・効果的に推進することを可能にし、京都議定書の目標達成をより確実なものとする京都メカニズムを積極的に活用すべきである。

そのうえで、2013 年以降の第 2 約束期間（「ポスト京都」）においては、排出大国も含む全世界が参加できるような新たな枠組みの提案が必要である。

< 3 つの提言項目とそのポイント >

提言 6：「国内対策での成果で世界に貢献すべし」

- ・国内だけに成果をとどめておく必要はなく、同様の取り組みを海外にも広げ、特にわが国の先進的な技術・ノウハウの蓄積を活用し、国際貢献することが必要。

提言 7：「京都メカニズムを積極的に活用せよ」

- ・京都メカニズムのうち特に C D M は、相手国の実際の排出削減に寄与すると同時に国内対策より低コストで効果的な実施が可能なることから積極的に推進すべき。

提言 8：「あらゆる国が参加する枠組みを - ポスト京都に向けて - 」

- ・京都議定書の目標達成を最終目的とせず、米国・中国・インドなど排出大国も含む全世界参加による真の地球温暖化問題解決のための枠組みを、わが国がリーダーシップを発揮して提案すべき。

3. 「政府の率先垂範」

政府は、地球温暖化問題を国家的課題として位置づけ、一つの統合された理念・ビジョンの下で各省庁間の垣根を取り除き、一致団結してこの問題解決にあたるべきである。

政府自身が「民間の範」となり、国民のモデルとして率先垂範して C O₂ 削減に取り組み実績をあげることが重要である。

地球温暖化対策推進大綱の見直しにおいて、本提言が試みたように個々の施策項目における排出削減ポテンシャルの数値を明らかにし、定量的な裏付けに基づく実効ある政策を展開すべきである。

< ポイント >

- ・ 8 つの提言をより実効あるものとするためには、何よりも政府がこの問題に真摯に取り組む姿勢を率先して示すことが重要。
- ・ 既存の取り組みの着実な展開のための方策や費用対効果の検証を十分に行わないまま、新たな負担を伴う政策を安易に追加すべきではない。

以 上

提言各事例の削減ポテンシャル総計と地球温暖化対策推進大綱上の目標値との関係

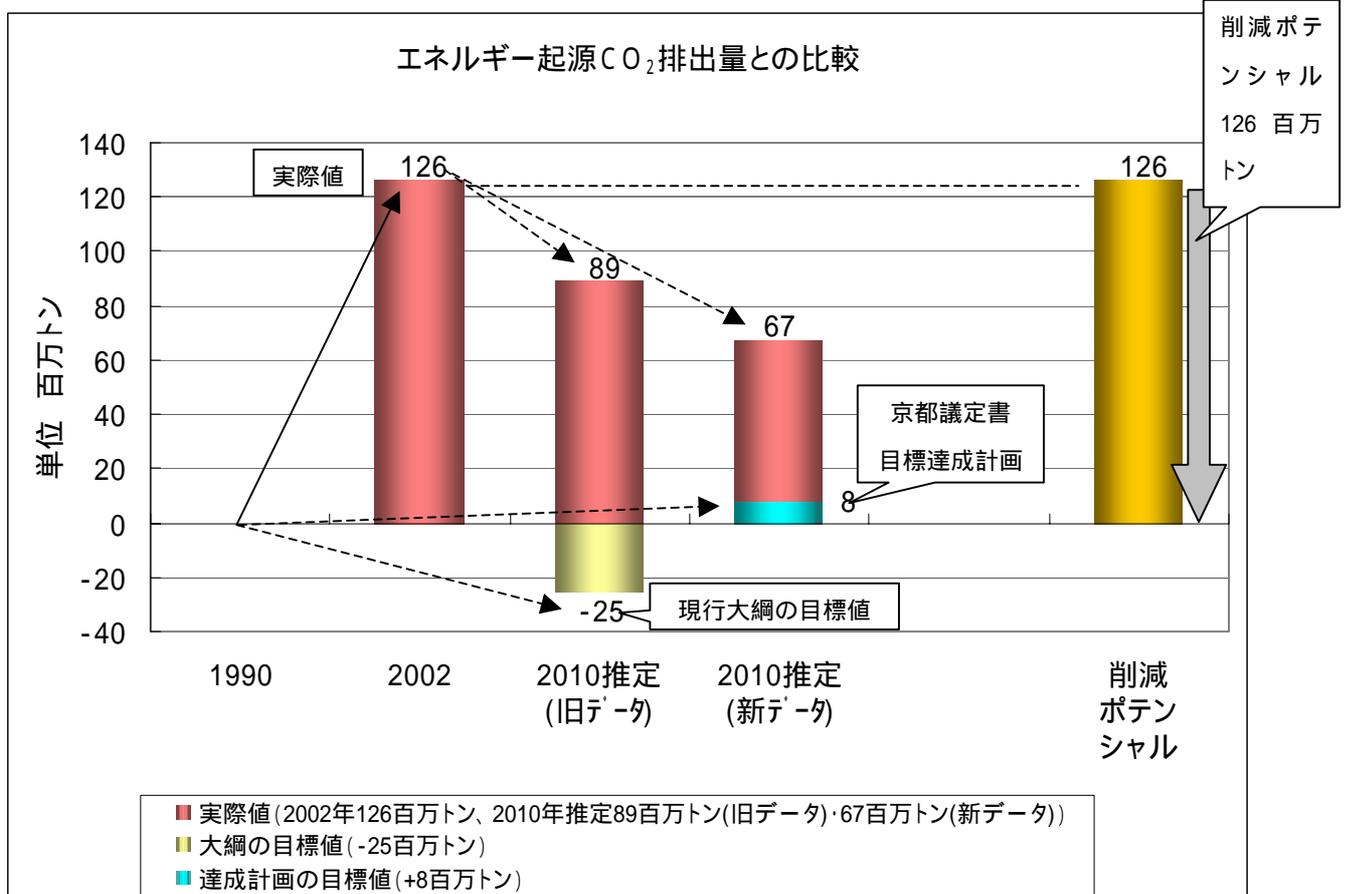
わが国の温室効果ガス排出状況

	基準年 (1990年)	2002年実績		現行大綱の目標 (旧データ)		京都議定書達成計画 (新データ)		2010年推定 (現状対策ケース:旧データ)		2010年推定 (現状対策ケース:新データ)	
	百万t-CO2	百万t-CO2	基準年 総排出量比	百万t-CO2	基準年 総排出量比	百万t-CO2	基準年 総排出量比	百万t-CO2	基準年 総排出量比	百万t-CO2	基準年 総排出量比
エネルギー起源 CO ₂	1,048	1,174 (+126)	10.2%	1,024 (-25)*	-2.0%	1,056 (+8)	0.6%	1,137 (+89)	7.1%	1,115 (+67)	5.4%
非エネルギー起源 CO ₂ および 代替フロン等3ガス他	189	156 (-32)*	-2.7%	207 (+19)*	1.5%	174 (-14)*	-1.1%	195 (+6)	0.5%	197 (+8)	0.6%
		-	-	吸収源対策 (-48)	-3.9%	(-48)	-3.9%	(-38)	-3.1%	(-32)	-2.6%
		-	-	京都メカニズム (-20)	-1.6%	(-20)	-1.6%	-	-	-	-
総排出量	1,237	1,331 (+94)	7.6%	1,163 (-74)	-6.0%	1,163 (-74)	-6.0%	1,294 (+57)	4.6%	1,279 (+42)	3.4%

*端数処理の関係で表記上の数値は合っていない

京都メカニズムの効果は織り込まず

本提言ではこの「エネルギー起源CO₂」の部分に焦点を当てている。



旧データ：提言発表時（2004年12月時点）の算定値

新データ：京都議定書目標達成計画策定時（2005年3月時点）の算定値

(別紙3)

「京都議定書目標達成計画」における民生部門、業務その他部門の対策（抜粋）

1. エネルギー起源二酸化炭素に関する対策・施策

対策	対象者	具体的内容
1. 省CO ₂ 型の地域・都市構造や社会経済システムの形成		
a. 省CO ₂ 型の都市デザイン		
エネルギーの面的な利用の促進	事業者	・需要家ニーズに合致した事業の推進 ・高効率機器の導入による効率性の向上などの推進 ・システム効率の向上など技術開発の推進 ・導入システムのエネルギー効率、環境性等に関する検証の推進
地域レベルでのテナントビル等に対する温暖化対策の推進	ビルオーナー、テナント等	・連携した取組を推進
1. 省CO ₂ 型の地域・都市構造や社会経済システムの形成		
b. 省CO ₂ 型の交通システムのデザイン		
公共交通機関の利用促進	事業者 国民	・従業員や顧客等への公共交通機関の利用促進 ・公共交通機関の利用
環境に配慮した自動車使用の促進(エコドライブの普及促進等による自動車運送事業等のグリーン化)	消費者	・エコドライブ関連機器の導入、エコドライブの実施
自動車交通需要の調整	国民	・自転車の利用、時差出勤等
高度道路交通システム(ITS)の推進	国民、事業者	・ETCの利用、VICSの利用、車両運行管理システム(MOCS)等対応車両の導入
テレワーク等情報通信を活用した交通代替の推進	企業、経済界、労働界	テレワーク推進に向けた普及啓発・調査研究活動等の実施
環境的に持続可能な交通(EST)の実現	事業者	・従業員や顧客等への公共交通機関の利用促進
	利用者	・自動車利用の自粛、公共交通機関・自転車の利用、徒歩の推進
1. 省CO ₂ 型の地域・都市構造や社会経済システムの形成		
d. 新エネルギーの面的導入やエネルギー融通の促進		
分散型新エネルギーのネットワーク構築	事業者	・事業活動を通じた新エネルギー利用等の促進
バイオマスの利活用の推進(バイオマスタウンの構築)	地域住民	・バイオマス資源の収集・利用への積極的な協力
未利用エネルギーの有効利用	事業者	・事業者等による積極的導入
2. 施設・主体単位の対策・施策		
c. オフィス・店舗等の業務施設の省CO ₂ 化		
省エネルギー法によるエネルギー管理の徹底(民生業務)	事業者	・熱と電気の一括管理などエネルギー管理の徹底
建築物の省エネ性能の向上	所有者	・修繕や維持保全等を通じた省エネ性能の向上、総合的な環境性能評価の活用
BEMS(ビルエネルギーマネジメントシステム)の普及	事業者	・事業者等による導入
2. 施設・主体単位の対策・施策		
d. 家庭の省CO ₂ 化		
住宅の省エネ性能の向上	所有者	・修繕や維持保全等を通じた省エネ性能の向上、総合的な環境性能評価の活用
住宅製造事業者、消費者等が連携した住宅の省CO ₂ 化のモデル的取組	消費者	・住宅新築時の積極的な省エネ化
HEMS(ホームエネルギーマネジメントシステム)の普及	事業者	・事業者等による導入
2. 施設・主体単位の対策・施策		
e. エネルギー供給部門の省CO ₂ 化		
新エネルギー対策の推進(バイオマス熱利用・太陽光発電等の利用拡大)	消費者	・住宅に太陽光発電システム、太陽熱高度利用システム等の新エネルギーを積極的に導入
コージェネレーション・燃料電池の導入促進等	消費者	・燃料電池、天然ガスコージェネの積極的導入

対策	対象者	具体的内容
3. 機器単位の対策・施策等		
b. 運輸部門		
トッランナー基準による自動車の燃費改善	消費者	・燃費の優れた自動車の導入
クリーンエネルギー自動車の普及促進	消費者	・クリーンエネルギー自動車の導入
サルファーフリー燃料の導入及び対応自動車の導入	消費者	・サルファーフリー燃料対応車の導入、サルファーフリー燃料の購入
3. 機器単位の対策・施策等		
c. 業務その他・家庭部門		
省エネ機器の買い替え促進	消費者	・機器の買い替え時の省エネ型機器の積極的な選択
家電製造事業者、販売事業者、消費者等が連携した省エネ家電普及のモデル的取組	消費者	・買換え時の省エネ家電の積極的な選択
高効率給湯器の普及	事業者、消費者	・買換え時の省エネ家電の積極的な選択
業務用高効率空調機の普及	業務施設の建築主	・業務用高効率空調機の積極的な導入
業務用省エネ型冷蔵・冷凍機の普及	業務用冷蔵・冷凍機使用事業者	・省エネ型冷蔵・冷凍機の積極的な導入
高効率照明の普及	事業者、消費者	・買換え時の省エネ家電の積極的な選択

2. 非エネルギー起源二酸化炭素に関する対策・施策

対策	対象者	具体的内容
廃棄物の焼却に由来する二酸化炭素排出削減対策の推進	消費者	・製品等の購入時及び使用時における配慮(再生品の使用・製品等の長期間の使用等)、製品等の処分時における配慮(廃棄物となった製品等の事業者への引き渡し・市町村の行う分別回収への協力等)等

3. メタン、一酸化二窒素に関する対策・施策

対策	対象者	具体的内容
1. メタン		
廃棄物の最終処分量の削減等	消費者	・製品等の購入時及び使用時における配慮(再生品の使用・製品等の長期間の使用等)、製品等の処分時における配慮(廃棄物となった製品等の事業者への引き渡し・市町村の行う分別回収への協力等)等
2. 一酸化二窒素		
一般廃棄物焼却施設における燃焼の高度化等	消費者	・製品等の購入時及び使用時における配慮(再生品の使用・製品等の長期間の使用等)、製品等の処分時における配慮(廃棄物となった製品等の事業者への引き渡し・市町村の行う分別回収への協力等)等

4. 代替フロン等3ガスに関する対策・施策

対策	対象者	具体的内容
代替物質の開発等及び代替製品の利用の促進	代替フロン等3ガス使用製品等使用事業者、消費者	・代替製品の選択
法律に基づく冷媒として機器に充てられたHFCの回収等	国民	・フロン類の確実な回収及び破壊への協力

5. 温室効果ガス吸収源対策・施策

対策	対象者	具体的内容
2. 都市緑化等の推進		
都市緑化等の推進	市民、企業、NPO等	・多様な土地・施設等における緑化活動等への主体的参画

環境税を考えるプロジェクト・チームの検討内容について

本論では、「税」のあるべき姿に加え、仮に現行税制において、あるべき姿の「税」を導入する場合の手続き上の問題点を抽出するため、課税対象、課税段階、税収中立、産業への配慮等を論点とし、それぞれ以下の項において検討する。

なお、記載方法については、今後の議論を喚起することを目的として、想定した理由とそれに対する否定的見解を併記する形式とした。

課税対象について

温室効果ガス、中でもCO₂の排出を抑制するのであれば、CO₂排出の最大要因である化石燃料の使用に対して課税することが有効であろう。具体的には、素材としての化石燃料である石油、石炭、ガスの他、火力発電に起因する電気への課税が考えられる。

また、CO₂の排出に着目することから、税率は炭素含有量に比例して決めるべきである。

[否定的見解]

- ・石油、とりわけガソリンについては、既に市場小売価格の50%以上が「揮発油税」をはじめとする既存エネルギー税となっている。(図表別紙 4-1)

(図表別紙 4-1) ガソリン価格構成概念図 (円/1 あたり)



「国税局の理論」...納付者が石油元売業者 仕入原価化している = 消費者が負担する時は税ではないから2重課税ではない

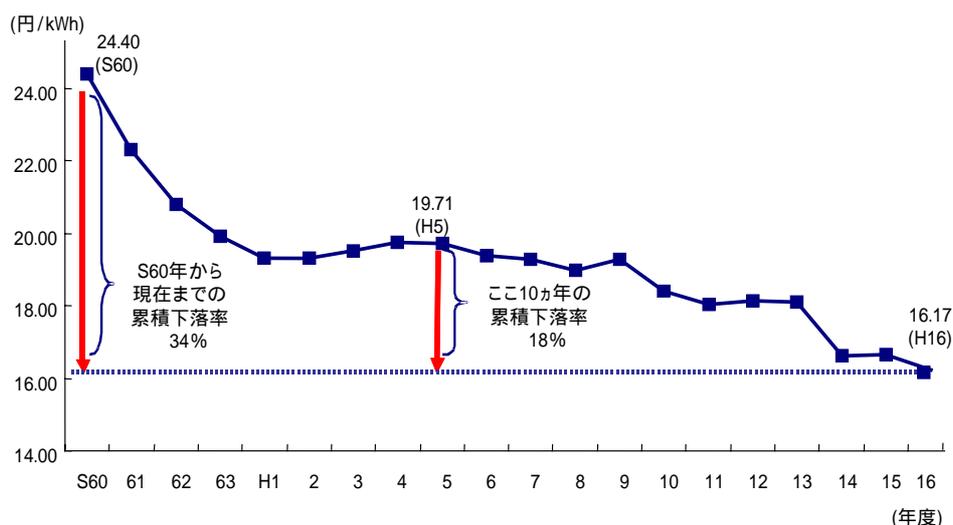
消費税課税

(出所) 各種資料を基に経済同友会事務局試算

- ・電気料金及びガス代については、装置産業的側面もあるため、市場販売価格に占める原料費の比率が低い¹と考えられ、価格を引き上げるための税率は必然的に高くなる。
- ・アナウンスメント効果のみに着目するのであれば、既存エネルギー税を明瞭に「表記」することにより、ある程度の目的は達せられる。
- ・電気料金については、国際競争力向上等の観点から引き下げが行なわれてきており整合性が図れない。(図表別紙 4-2)

¹ 「電気事業便覧」(日本電気協会)によると、主要10電力会社の2004年度支出合計に占める燃料費の割合は、15.5%。

(図表別紙 4-2) 東京電力(株)の電気料金単価 (電気料収入/販売電力量) の推移



(出所) 東京電力株式会社作成

課税段階について

課税対象者が確定しやすく徴税コストが比較的安く済むため、租税原則の一つである「簡素性」に照らし合わせると、課税段階は川上²が望ましいと考えられる。

川下³段階での課税は、課税対象者をより確定しやすい反面、a) 課税対象である排出源のモニタリングが不可能、b) 徴税コストが高くなる、等の問題点がある。

最終製品価格への転嫁や、仮にエネルギー多消費産業等への減免措置を講ずる場合でも、課税段階を最上流⁴とする場合に比べ、対応が容易になる。

また最上流課税では、結果としてほぼ全ての加工品に課税されることから、後述する減免措置を講ずるには「還付」しかなくなるため、減免を判断する行政裁量とコストの拡大が懸念される。

川上課税であれば、既存エネルギー税の徴税ルートを活用することにより、更なる徴税コスト削減も可能と言える。

ただし、電気料やガス代への課税については、税の減免措置を講じようとした場合、川下課税の方が実施しやすいケースが考えられる。

[否定的見解]

- ・ 徴税者の側に立てば「取りやすい」というメリットがあるが、価格転嫁行為は企業等に委任されており、「取り漏れ」や「一時的肩代わり」の問題が生じる。
- ・ 既存エネルギー税の問題点でもあるが、製品価格に含まれる既存エネルギー税に対して消費課税が行われる、「tax on tax⁵」の可能性は否定できない。

² 製品卸段階を指し、既存税では石油石炭税などで採用。

³ 最終消費段階を指し、既存税では消費税などで採用。

⁴ 輸入段階を指し、既存税では関税などで採用。

⁵ 「tax on tax」に関する国税庁の見解は、「消費税の課税標準である課税資産の譲渡等の対価の額には、酒税、たばこ税、揮発油税、石油石炭税、石油ガス税などが含まれます。これは、酒税やたばこ税などの個別消費税は、メーカーなどが納税義務者となって負担する税金であり、その販売価額の一部を構成しているため、課税標準に含まれるとされているものです。これに対して、入湯税、ゴルフ場利用税、軽油引取税などは、利用者などが納税義務者となっているものですから、そ

税込中立の相手について

先述のように、「税」を導入することにより、景気の悪化を招くことや、政府の歳入規模が膨らむことは本末転倒である。

政府の歳入規模拡大を抑制するためには、マクロ的観点から「税込中立」を図ることにより、消費動向等への影響や財政規模の肥大化を回避する必要がある。

「税」が不特定多数の対象者を想定し、かつ消費行動に伴って課税がなされる点からすると、「税」は「消費税」に近い性質を持つものと考えられる。すなわち、「税」を導入すると同時に、「消費税」を減税することにより、マクロ的観点から「税込中立」を図ることが期待できる。

「消費税」を「税込中立」の相手とする場合の最大のメリットは、産業や家庭を問わず、全ての対象者をカバーできる点であろう。

一方、「税込中立」を図ることにより、税負担者の支出額自体は変わらないため、課税効果を疑問視する声もある。

しかし、「税」が賦課されていることを、明確に「表記」することにより、対象者を環境配慮の行動に誘導するための「アナウンスメント」とすることこそ、「税」の本質である。

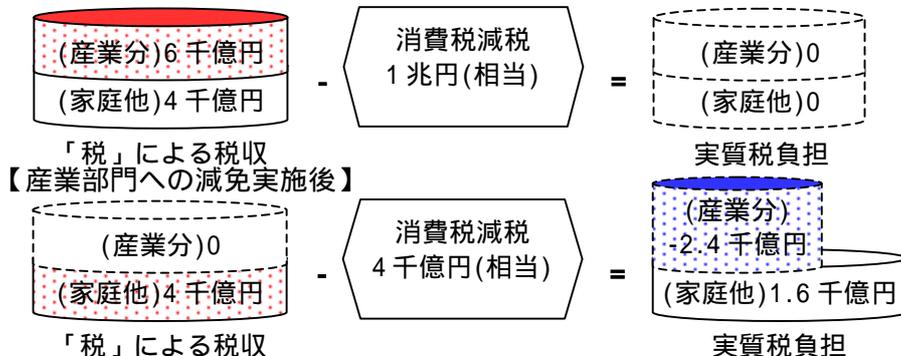
従って、現行の消費税同様、「税」が「表記」されるための仕組みづくりをすることが、消費税を相手にした税込中立を図るための条件となろう。

[否定的見解]

- ・ 極端なマクロ的視点から見ると、「税」による税込 = 「消費税」減税額であれば、産業への配慮は不要。・ ところで、一般的な企業における「消費税」は、企業会計上、資産・負債勘定による処理が行われる⁶。
- ・ 一方「税」は、「消費税」と同様の処理を認めない限り、仕入原価として損益勘定に反映する。スムーズな価格転嫁が実施できない又は輸入製品との競争がある場合は、企業のコスト増要因となる。
- ・ 従って、産業への配慮 = 減免措置が必要。税負担が産業以外（家庭等の部門）に集中 = 公平性を欠く。

配慮の例 ~ 当初の「税」による税込を1兆円とした場合

【産業部門への減免をしないケース】



の税額に相当する金額を請求書や領収証等で相手方に明らかにし、預り金又は立替金等の科目で経理する など明確に区分している場合には、課税資産の譲渡等の対価の額には含まれないこととなります。」としている（国税庁ホームページ「タックスアンサー」より）。

⁶ 非課税処理の科目の金額が多い企業では、差額が損益勘定に現れることがある。

なお、税込中立の相手を法人税・所得税とする案については、赤字法人や課税最低限以下の世帯が多いことからみて、税込中立を図ることは極めて困難である。

税率について

「税」で直接的抑制効果を期待することは難しいという点については、既に述べたところであるが、「アナウンスメント効果」や「インセンティブ効果」すら期待できない「税」では、単なる税込確保にしか過ぎない。

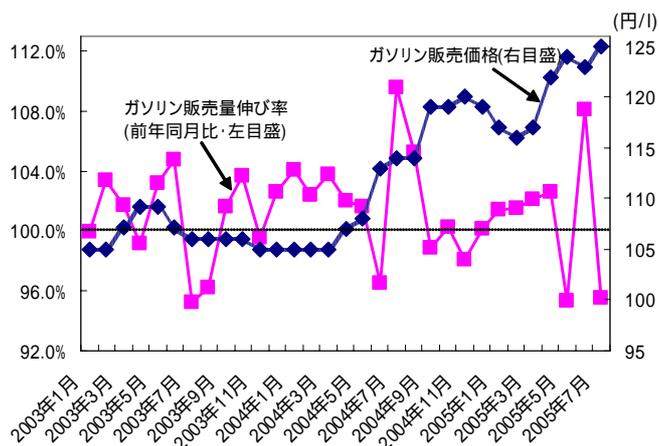
「アナウンスメント効果」や「インセンティブ効果」を期待でき、かつ国民のコンセンサスを得られる税率を考えてみるべきであろう。

ちなみに、環境省の「環境税の具体案」に示された税率は、炭素1トンあたり(以下「/Ct」と表記)2,400円であり、これによる具体的税額は電気料1kwhあたり0.25円、ガソリン1リットルあたり1.5円(以下「円/」と表記)とされる。この結果、環境省の具体案に基づく価格上昇率は約1%程度⁷となる。

税率に関する調査としては中央環境審議会(環境省)の小委員会で実施したアンケート⁸があり、「環境税」(環境省案)の効果について、「低い税率であっても、環境配慮行動へ誘引するアナウンスメント効果が期待できる」点や「電化製品の買い替え時にインセンティブ効果が期待できる」点を指摘している。

一方、既に原油価格の高騰により、販売価格にして6~16円/程度(価格上昇率にして約6~15%)の値上がりとなっている。実態としては、こうした価格上昇があるにもかかわらず、ガソリン販売量の伸びは鈍化傾向にあるとはいえ、明確な需要の減少にはつながっていないことが分かる。このことは、環境省の具体案に基づく税率では、抑制効果は期待できないことを示したものと言えよう。(図表別紙4-3)

(図表別紙4-3) ガソリン販売価格と販売量の推移



(注) ガソリン販売価格は、レギュラーガソリンの全国平均を用いた。

(出所) 経済産業省経済産業政策局調査統計部「資源・エネルギー統計月報」、(財)日本エネルギー経済研究所石油情報センター「給油所石油製品市況調査」を基に経済同友会事務局作成

⁷ 電気料を1kwhあたり18.22円、ガソリン販売価格を1リットルあたり124円とした。

⁸ 中央環境審議会「総合政策・地球環境合同部会 環境税の経済分析等に関する専門委員会」において1,600人を対象に実施(2005年8月4日公表)

[否定的見解]

- ・「税」による直接効果が不透明な状況下であれば、どのような税率を提示しても、その正当性を主張することには無理がある。

税収の使途について

財政上の原則からすると、税収の使途の基本は一般財源とすべきであり、特定財源は例外的措置に限るべきである。

また「税」の目的は、環境悪化という「コスト」を「受益者負担の原則」に照らし合わせて賦課するもの、と定義づけるならば、必ずしも歳入と歳出の一致を図る必要はない。この理論からすると、「税」を特定財源とすべき理由はない。

更に、税収中立を基本とする立場から、中立の相手方が一般財源であれば、当然の如く一般財源とすべきである。

[否定的見解]

- ・環境省に寄せられたパブリックコメント⁹を見る限り、納税者の意見としては、「税」導入の目的として、使途が温暖化対策に充当されることを望む声が多い。
- ・租税原則に照らし合わせれば、課税行為は「公共政策実施のための資金調達手段」であることから、税である以上、使途としての政府歳出内容は考慮されるべき。

減免措置について

当プロジェクト・チームでは、「税」は、CO₂排出量が増加している「家庭部門」や「業務その他部門」に対して、長期的観点から環境配慮行動に向わせるきっかけとすべきである、と考える。

租税原則の一つとして「公平性」があるが、国際競争力の観点から減免や配慮を講ずることは、むしろ国民負担を軽減する目的もあるため、公平性を欠かないという考え方もある。

また、EU諸国の温暖化対策税においても、様々な形で減免措置が講じられている。
(別紙1)

「税」に関する減免措置を考慮する際には、英国における気候変動税やわが国の軽油引取税における減免方法が参考になる。これらの措置から学ぶことは、減免対象者が相当数ではない限り、申告制による減免を受ける方法が有効であり、電気料金課税においては課税段階を川下とする方が効率的になる可能性がある。

ただし、この場合でも、発電事業者が、契約者が家庭であるか企業であるかについて詳細に判定することは不可能と言えよう。

そこで、国が減免基準を定めた場合、これを有効に機能させるためには、税務申告等を活用した取り組み¹⁰が必要になるろう。

⁹ 中央環境審議会「地球環境部会 地球温暖化防止対策の在り方の検討に係る小委員会」報告書へのパブリックコメント結果の概要(2001年1月15日発表)他。

¹⁰ 法人の税務申告では業種を記載するため、これに基づき、国が決定する減免基準を判断し、減免証明書を発行する方法等が考えられる。

もう一つの方法として、「自主協定」制度を活用することが考えられる。先述のように、欧州の事例を参照すると、減免措置を講ずる場合、多くの国で「自主協定」制度を用いている。(別紙1)

[否定的見解]

- ・同一の環境悪化要因に対して、課税と非課税が存在することは不公平=いわゆる「隠れた補助金化」の危険性が存在する。
- ・制度設計次第では、税負担の偏りが想定されるため、「公平性」を欠くこととなる。

「グリーン税制」について

現状、自動車税と自動車取得税では、ハイブリッド車等の購入に際して減免措置(以下「自動車グリーン税制」)が講じられている。ハイブリッド車等の登録台数は増加傾向にあり、こうした「自動車グリーン税制」の寄与した面は大きいと考えられる。

このような実態に鑑みれば、「自動車グリーン税制」の考え方を拡大することにより、トッランナー方式等による環境配慮型製品の購入を動機付け、省エネ商品等の購入・技術開発の促進が期待できる。

また、これまでは「課税」という観点からのみ論じてきたが、もう一つの考え方として、例えば、今後想定される消費税率の引き上げに際し、環境配慮型製品については税率を抑えるという「グリーン税制」の導入を考える方法がある。

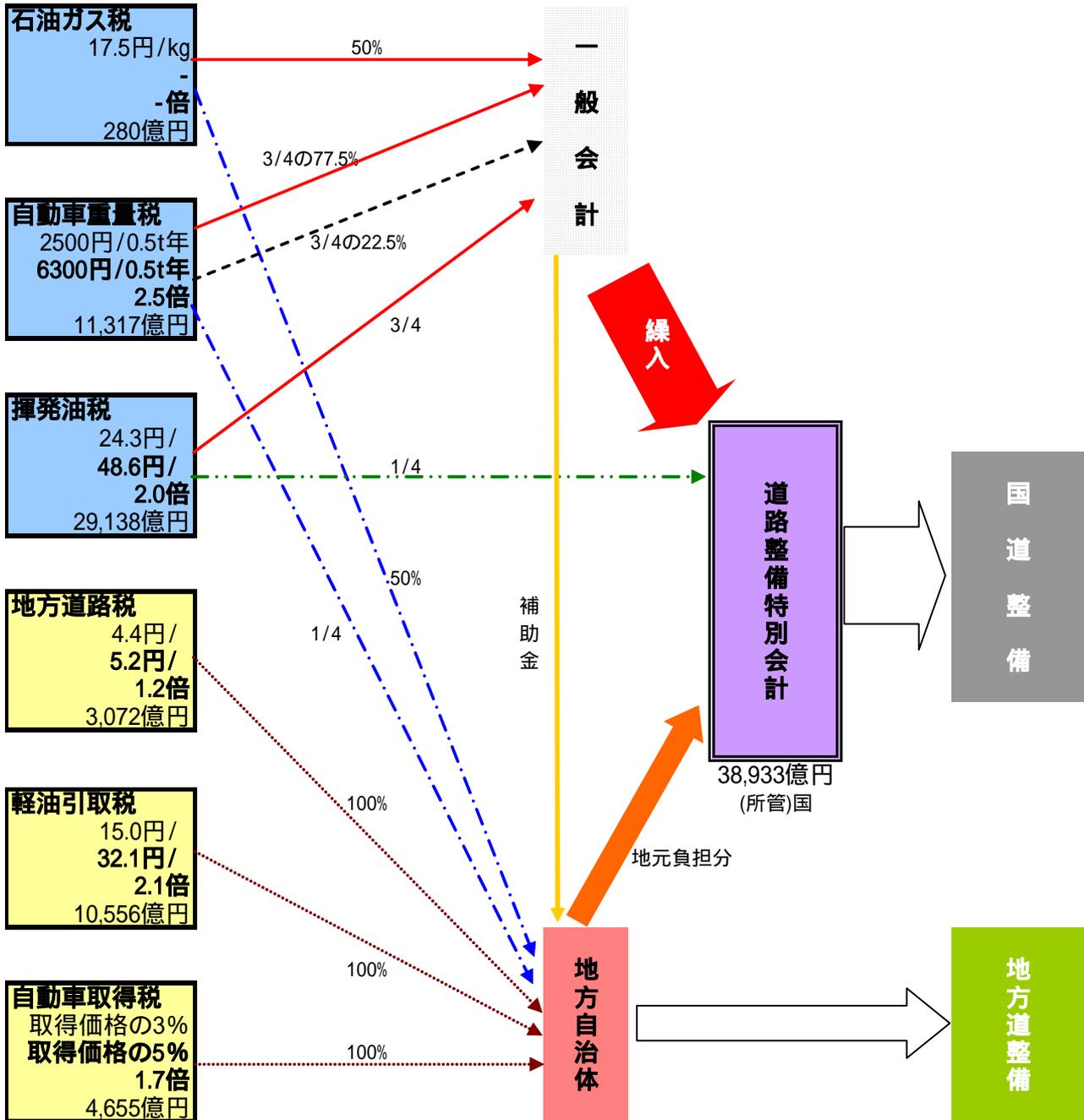
[否定的見解]

- ・「グリーン税制」対象製品を誰が決定するかという問題(新たな公益法人の創設等)や、制度化に伴う省庁の既得権益化を誘発する可能性がある。
- ・「グリーン税制」の活用を最終消費者ではなく、製造者に対して行った場合、「新たな補助金化」が生じる可能性がある。
- ・環境配慮型製品と言えども、製品製作過程において直接的・間接的に化石燃料が使用されている可能性は高く、「環境配慮」の判断基準そのものを設けることが難しい。

(別紙5)

特定財源・特別会計の概念図

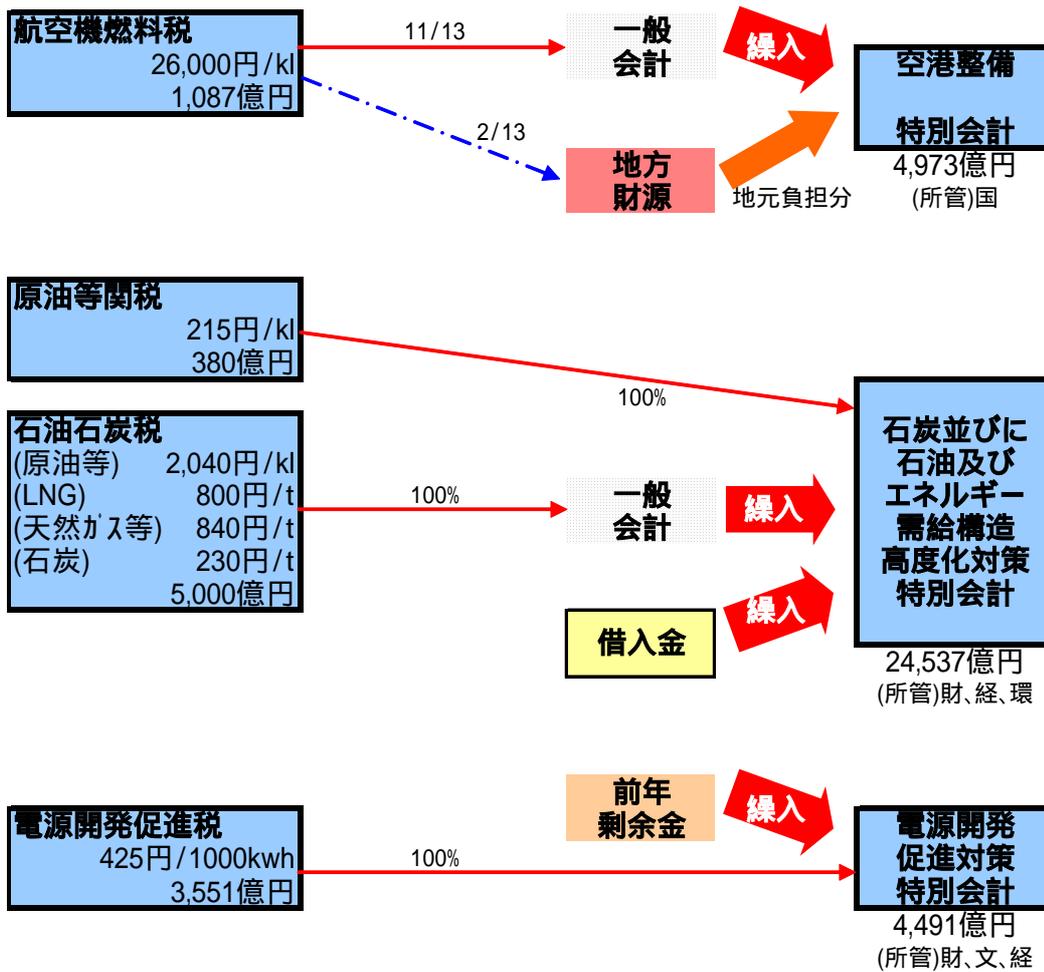
(1)道路整備



(税目) 国税(道路特定財源)
(本則税率) 一般財源
(暫定税率) 譲与税(道路特定財源)
(暫定/本則) 地方税(道路特定財源)
(H17予算[^]-入) 道路整備特別会計直入

平成17年度の税収見込額は 59,018億円

(2)その他



平成17年度の税収見込額は 10,018億円

- 国税(特定財源)
- 譲与税(道路特定財源)

(出所) 政府発表資料等を基に経済同友会事務局作成

環境税を考えるプロジェクト・チーム

(敬称略)

代表幹事

北 城 恪太郎 (日本アイ・ビー・エム 取締役会長)

委員長

柿 本 寿 明 (日本総合研究所 シニアフェロー)

委員

伊佐山 建 志 (日産自動車 副会長)

石 津 進 也 (旭硝子 取締役・取締役会議長)

大 戸 武 元 (ニチレイ 取締役会長)

小 島 邦 夫 (日本証券金融 取締役会長)

庄 子 幹 雄 (鹿島建設 常任顧問)

富 田 哲 郎 (東日本旅客鉄道 常務取締役)

中 村 紀 子 (ポピンズコーポレーション 代表取締役)

丸 山 源太郎 (日本航空ジャパン 常務取締役)

森 田 富治郎 (第一生命保険 取締役会長)

渡 辺 正太郎 (経済同友会 副代表幹事・専務理事)

肩書は、本報告書発表時のものです。